

化学物質等安全データシート

会社名：株式会社 高純度化学研究所

住 所：〒350-0284 埼玉県坂戸市千代田 5-1-28

電 話：049(284)1511 F A X：049(284)1351

作成部門：品質保証部

整理番号：BAH01XAG

作 成：1998年 2月24日

R3：2011年 2月25日

1 化学物質等及び会社情報

1.1 製品情報

製品名：臭化バリウム Barium bromide, anhydrous

カタログ#	BAH01XB
純度, 形状, 備考	2N(99%), 固体, -

1.2 会社情報 上部に記載

2 危険有害性の要約

GHS 分類：本製品は EU 分類に従って GHS 分類を行った。

健康に対する有害性	環境に対する有害性	物理化学的危険性
急性毒性(経口); 区分 4 急性毒性(吸入); 区分 4	データなし	データなし

GHS ラベル：W



絵表示：

注意喚起語 警告

危険有害性情報	注意書き
飲み込むと有害(経口) 吸入すると有害(蒸気, 粉塵及びミスト)	取り扱いの際には保護眼鏡、手袋、保護マスク、保護衣他必要な保護具を着用すること。 粉塵、ミストの吸入を避ける。取扱い中の飲食喫煙を避け取扱い後は手洗いを励行。 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、楽な姿勢で休息させる。 飲み込んだ場合、気分が悪いときは医師の診断、手当を受けること。口をすすぐこと。 暴露したとき、または気分が悪いときは医師に連絡すること。 内容物/容器を法規に従って廃棄すること。

国・地域情報：・ 労働安全衛生法 名称通知対象物質 バリウム及びその水溶性化合物

・ 毒物及び劇物取締法 劇物 バリウム化合物

その他の危険有害性：・ 加熱すると分解し、有毒な蒸気を発生するおそれがある。

その他該当項目に参考情報を記載した。

3 組成, 成分情報

化学名：臭化バリウム

化学式：BaBr₂

P R T R 法 非該当

官報公示整理番号：・ 化審法 既存化学物質 1-77

C A S #：10553-31-8

T S C A：登録

単一製品, 混合物の区分：単一製品

Barium bromide

組 成：100 %

RTECS#：登録なし

EINECS：2341400

4 応急措置

- 目に入った場合：・ 流水で眼を最低15分間洗浄し、眼科医の手当を受ける。
- ・ 洗眼の際、瞼を指でよく開いて、眼球・瞼の隅々まで水が行き渡るようにする。
- 皮膚に着いた場合：・ 物質に触れた部分を多量の水を流しながら、石鹼を使ってよく落とす。
- ・ 外観に変化が見られたり、痛みが続く場合は、医療処置を受ける手配をする。
- 吸入した場合：・ 被災者を空気の新鮮な所に移し、医療処置を受けさせる。
- ・ 鼻をかませ、うがいをさせる。
- 飲み込んだ場合：・ 直ちに医療処置を受ける手配をする。水でよく口の中をうがいさせる。

5 火災時の措置

- 一般的注意：・ 表題製品は不燃物であり、消防法の非危険物である。
- ・ 火災時には、毒性のガスを生じるおそれがあるので、消火の際には、呼吸器、保護衣、保護手袋等の保護具を必ず着用する。
- 消火方法：・ 周辺火災の場合は周囲の消火条件に従う。

6 漏出時の措置

- 一般的注意：・ 可能であれば漏れを止める。こぼれたものに触れない。
- 処理作業者に対する注意：・ 作業の際には必ず保護具を着用し、物質の付着、吸入を防ぐ。
- ・ 屋内の場合処理が終わるまで十分に換気する。屋外では風上から作業する。
- 環境影響に対する注意：・ もれ出た物質や希釈水が河川等に排出されないよう注意する。
- もれ出た物の処理に対する注意：・ できるだけ掃き集めて密閉できる空容器に回収する。

7 取り扱い及び保管上の注意

取扱上の注意

- * 一般的注意：・ 本製品は毒物劇物取締法の劇物です。取扱に当たっては被毒しないよう充分注意を払って下さい。
- * 作業者の暴露防止：・ 排気装置や適切な保護具を利用し、作業者に物質が触れないよう、また物質の蒸気や粉塵を吸引しないようにする。
- ・ 取扱いは、換気の良い場所で行う。

保管上の注意

- * 一般的注意：・ 鍵のかかる専用の毒劇物保管場所に保管する。
- ・ 乾燥した冷暗所に、容器を密閉して保管する。

8 暴露防止及び保護措置

- 管理濃度：・ 作業環境評価基準(2009) 規定なし。
- 許容濃度：・ ACGIH-TLV(2008) ハリウム及び水溶性化合物(as Ba) TWA 0.5 mg/m³
- ・ OSHA-PEL(2006) ハリウム可溶性化合物(as Ba) 0.5 mg/m³
- 設備対策：・ 粉塵を発生する可能性のある場合には局所排気設備等の使用が好ましい。
- 保護具：・ 防塵マスク、ゴーグル型保護眼鏡、保護手袋、保護長靴

9 物理的及び化学的性質

注) 指数以外の右肩付数は温度(°C)

- 外 観 等：・ 無色斜方晶系固体
- 化 学 式： BaBr₂
- 融 点： 847 °C
- 沸 点： 1835 °C
- 密 度： 4.781 g/cm³

式 量： 297.1

溶解性

- *水 : ・ 易溶
- *可溶 : ・ エタノール

- 可燃性 : ・ なし
- 酸化性 : ・ なし。

10 安定性及び反応性

- 安定性 : ・ 容器を密閉して室温保存で安定。
- 反応性 : * 共存を避けるべきもの ; ・ 酸、酸化剤

11 有害性情報

本製品の GHS 分類判定は EU 分類に従った。

- 急性毒性(経口, 吸入) : ・ GHS 判定 区分 4 ; 飲み込むと有害(経口)
 - ・ GHS 判定 区分 4 ; 吸入すると有害(吸入-蒸気, 粉塵及びミスト)
- 皮膚腐食性/ 刺激性 : ・ GHS 判定 データなし。
- 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : ・ GHS 判定 データなし。
- 呼吸器感作性/皮膚感作性 : ・ GHS 判定 データなし。
- 生殖細胞変異原性 : ・ GHS 判定 データなし。
 - ・ 変異原性が認められた既存化学物質等(平成 22 年 6 月 28 日現在)に該当しない。
- 発がん性 : ・ GHS 判定 データなし。
 - ・ 日本産業衛生学会(2009), IARC(2007), NTP(2005)及び ACGIH(2006)に記載なし。
- 生殖毒性 : ・ GHS 判定 データなし。
- 特定標的臓器・全身毒性
 - 単回曝露 : ・ GHS 判定 データなし。
 - 反復曝露 : ・ GHS 判定 データなし。
 - ・ バリウム化合物の中毒症状としては、軽症の場合、悪心、嘔吐、下痢、腸の痛み、重症では、痙攣、不整脈、血圧上昇、呼吸困難、めまい、耳鳴り、目のかすみ、腎臓炎、心臓麻痺などが見られる。
 - ・ 無機臭化物の被曝症状としては、抑鬱、衰弱が見られ、重い場合には精神異常や精神の退行が見られる。長期吸入、投与では特に顔に出やすい臭化物疹(臭素皮膚炎)、ニキビ類似の皮疹が生じる。

12 環境影響情報

- 水性環境急性/慢性有害性 : ・ GHS 判定 データなし。
- 分解性 : ・ 無機物であり検討の対象外である。
- 蓄積性 : ・ Ba 生物学的半減期 65 day, ・ 吸収率 経口 = 0.05, 経気道 = 0.28
 - ・ Br 生物学的半減期 8 day, ・ 吸収率 経口 = 1.0, 経気道 = 0.75
- 魚毒性 : ・ 現在のところ知見なし。
- オゾン層 : ・ フロン, ハロンでない。
- 海洋汚染 : ・ 海洋汚染物質に該当しない。

13 廃棄上の注意

- 廃棄方法 : ・ 専門の業者に委託する。
- 特別管理産業廃棄物 : ・ 該当しない。

14 輸送上の注意

- 国連分類 : クラス 6.1(毒物類 ; P. GIII)
- 輸出統計 : 2827.59-000
- 国連番号 : 1564
- 輸入統計 : 2827.59-900

陸上輸送：・道路法，消防法：非危険物

- ・毒物及び劇物取締法：劇物(毒物劇物指定令第2条 政令番号；79)
- ・高圧ガス保安法：該当せず。

海上輸送：・船舶安全法：危険物 毒物類 毒物 品名：バリウム化合物，副次危険性等級：一，容器等級：Ⅲ，積載場所 旅客船以外及び旅客が規定数以下の旅客船 甲板上/下，旅客が規定数以上の旅客船 甲板上/下

- ・港則法：非危険物

航空輸送：・航空法：爆発物等輸送許容物件 毒物類 毒物 品名：バリウム化合物，ラベル：M，等級：3

1 5 適用法令

◆規制条項

- ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律：◇既存化学物質
- ・労働基準法：労働安全衛生法に重複する内容は省く。
- ・労働安全衛生法：◆名称通知対象物質(バリウム及びその水溶性化合物)
- ・毒物及び劇物取締法：◆劇物(指定令第2条)バリウム化合物
- ・消防法：◇非危険物(非届出物質)
- ・化学物質管理促進法(P R T R 法)：◇非該当
- ・道路法：◇非危険物
- ・船舶安全法：◆危険物 毒物類 毒物 品名：バリウム化合物
- ・港則法：◇非危険物
- ・航空法：◆爆発物等輸送許容物件 毒物類 毒物 品名：バリウム化合物
- ・外国為替及び外国貿易管理法
 - * 輸入貿易管理令：◇自由化品目
 - * 輸出貿易管理令：◆補完的輸出規制 16 項該当
- ・環境基本法：環境基準 ◆大気(浮遊粒子状物質) ◆水質(浮遊物質) ◇土壌(一)
- ・大気汚染防止法：◆粉じん、ばい煙
- ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律：◇特定物質でない。
- ・悪臭防止法：◇悪臭物質に該当しない。
- ・下水道法：◆水質基準(浮遊物質)
- ・水質汚濁防止法：◆排水基準(浮遊物質) ◇地下浸透水規制(一)
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律：◇特別管理産業廃棄物に該当しない。
- ・海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律：◇海洋汚染物質に該当しない。

1 6 その他

参考文献：

- 1) 日本化学会編，化学便覧 基礎編 改訂 5 版 ；丸善
- 2) 化学大辞典；共立出版
- 3) P.G.Stecher et al.;The Merck Index 11th Ed.
- 4) David R. Lide, CRC Handbook of Chemistry and Physics 76th Ed., CRC Press
- 5) N.Irving Sax et.al., Hazardous Chemicals Desk Reference
藤原 鎮男 監訳；ザックス 有害物質データブック；丸善
- 6) 後藤 稠ら，産業中毒便覧；医歯薬出版株式会社
- 7) 山県 登；微量元素；産業図書
- 9) 厚生省医薬安全局毒物劇物研究会編；改訂新版 毒物劇物取扱の手引；
時事通信社

注意事項：・本情報は製品に対しての品質保証や安全保証をするものでなく、製品の危険、有害性等に関する情報を提供するものです。また、注意事項は通常の取り扱いを対象としたものであって、特別な取り扱いをする場合は、用途・用法に適した安全対策をお願いいたします。